

戸籍法制の見直しにおける検討事項の例

第1 基本的な視点

我が国に全国統一の近代的身分登録制度が設けられたのは、明治4年太政官布告第170号の戸籍法によってであり、以後、昭和22年法律第224号による戸籍法の全面改正を含め、幾度の制度改正がされてきたが、これまで、氏名に読み仮名を付することに関して、戸籍法令に規定されたことはない(注1)。

また、昭和50年、昭和56年及び平成29年に、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とすることが検討されたものの、いずれもその制度化は見送られてきた。

こうした中、令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」報告のとおり、迅速に戸籍における読み仮名(カナ氏名)の法制化を図ることとされた(注2)(注3)。

さらに、令和3年5月12日に成立し、同月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第73条においても、「政府は、行政機関等に係る申請、届出、処分の通知その他の手続において、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを利用して当該個人を識別できるようにするため、個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とすることを含め、この法律の公布後一年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との検討条項が設けられた(注4)。

以上の経緯を踏まえると、氏名の読み仮名を戸籍の記載事項とするとともに、これを収集するための制度を整備するなど、戸籍法制の見直しが必要であると考えられる。

(注1) 氏名を平仮名又は片仮名で表記したものには、読み仮名、よみかた、ふりがななど、様々な名称が付されているが、本資料においては、暫定的に、「氏名の読み仮名」と表記する。

(注2) デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)

「2020年(令和2年)12月に同ワーキンググループ(注:マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ)において取りまとめた報告(工程表を含む。)は別添1のとおりである。この報告を『国・地方デジタル化指針』とし、今後、各府省はこの工程表に基づき、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けた取組を進める。」

(注3) マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（令和2年12月取りまとめ）

「2024年（令和6年）からのマイナンバーカードの海外利用開始に合わせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。これにより、官民ともに、氏名について、読み仮名（カナ氏名）を活用することで、システム処理の正確性・迅速性・効率性を向上させることができる。」

(注4) 氏名の読み仮名の登録・公証が必要な理由としては、情報システムにおける検索及び管理の能率を向上させることのほか、氏名の読み仮名を本人確認事項の一つとすることを可能とすることにより、各種手続における不正防止を補完することが可能となることが考えられる。また、社会生活において「なまえ」として認識するものの中には、氏名の読み仮名も含まれていると考えられ、これを登録・公証することは、まさしく「なまえ」の登録・公証という点からも意義があるものと考えられる。

第2 氏名の読み仮名の戸籍の記載事項化

1 氏名の読み仮名の名称

氏名の読み仮名については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第13条を改正し、戸籍の記載事項として定めることが想定される。その場合の名称については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第73条において、「個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したもの」と規定されていることから、「氏名を平仮名で表記したもの」又は「氏名を片仮名で表記したもの」とすることが考えられる。

氏名の読み仮名については、今後、戸籍法に規定される事項となるというだけでなく、現在、様々な名称で表記されている氏名の読み仮名が出生届書等の記載事項となり、これが登録及び公証されることを契機として、深く国民生活に影響を与えるものと考えられるが、その名称についてどのように考えるか。また、平仮名又は片仮名のいずれとするかについて、どのように考えるか。

2 氏名の読み仮名の位置付け

戸籍法第13条各号には、戸籍の記載事項が定められており、同条第1号に「氏名」が定められている。氏名の読み仮名については、「氏名（氏名を平仮名で表記したものを含む）」など、同号に規定する「氏名」の一部として規定する方法と、同号の2を設けて「氏名を平仮名で表記したもの」などと規定するなど、同条第1号に規定する「氏名」とは別個のものとして規定する方法がある。

氏名の読み仮名を同号に規定する「氏名」の一部と位置付けると、戸籍法における「氏名」に関する他の規定においても、原則として、「氏名」には氏名の読み仮名が含まれると解釈される。他方で、戸籍法以外の各種法令の規定にお

いて、「氏名」に氏名の読み仮名が含まれるのか、疑義が生じないように手当てをする必要があると考えられる。

これらの点について、どのように考えるか。

3 氏名の読み仮名の許容性

法務省民事局長通達に定める出生届書等の標準様式には、氏名の「よみかた」欄が設けられているが、これは、住民基本台帳事務処理上の利便のために設けられているものであって、氏名の「よみかた」については、戸籍事務では使用しておらず、市区町村において、氏名の音訓や字義との関連性は審査されていない。

他方で、旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第5条第2項においては、旅券に記載されるローマ字表記の氏名について、「法第6条第1項第2号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、申請者がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合にあつては、公の機関が発行した書類により当該表音が当該申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときはこの限りではない。」と規定されている。

これらを踏まえ、氏名の読み仮名を戸籍に記載するに当たって、市区町村長は、権利濫用の法理等の一般法理の観点から審査するとするのか、これに加えて、氏名の音訓及び慣用により表音されるもののほか、字義との関連性が認められるものに限り許容することとするのが問題となる。なお、旅券などの公簿に氏名の読み仮名又はこれらを元にしたローマ字が登録され、公証されている場合には、これに反するものを届け出る又は職権記載申出をすることはできないと整理することも考えられる。

この点、①慣用については、その範囲や判断基準を明確に定めることは困難である、また、②氏にあつては慣用でない読み仮名も存在する（ただし、旅券法施行規則の規定に倣い、公の機関が発行した書類により当該読み仮名が通常使用されているものであることを確認する手段はあると考えられる。）、③名にあつては、命名文化として最初に誰かが名の読み仮名として考えた漢字の読みが広まって一般的な名乗り訓（名前に特有の訓読み）となるどころ、仮に新たな名乗り訓となり得るものが読み仮名として認められないことになる、これまでの命名文化・習慣が継承されないこととなるなどの指摘もある。

以上を踏まえ、氏名の読み仮名の許容性について、どのように考えるか。

4 読み仮名として用いる平仮名又は片仮名の範囲

子の名には、常用平易な文字を用いなければならないとされ（戸籍法第50条第1項）、常用平易な文字の範囲は、法務省令で定めるとされている（同条第

2項)。そして、常用平易な文字は、①常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる漢字（括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。）、②戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）別表第2に掲げる漢字、③片仮名又は平仮名（変体仮名を除く。）とされている（戸籍法施行規則第60条）。

③については、現代の国語を書き表すための仮名遣いのよりどころとして、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）及び「現代仮名遣い」の実施について（昭和61年内閣訓令第1号）が定められている。また、戸籍先例上、小書き（「ぁ」・「ァ」など）及び片仮名についての長音「ー」も戸籍に記載することができるかとされている。

氏名の読み仮名として戸籍に記載する平仮名又は片仮名の範囲については、以上のような子の名に用いることができる文字の範囲を前提として、これと同一とするほか、その範囲を広げる又は狭めることが考えられるが、どのように考えるか。

5 氏名の読み仮名のみの変更

氏については、婚姻など様々な事由により変動するが、戸籍法第107条第1項において、「やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。」と規定されている。また、名については、同法第107条の2において、「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。」と規定されている。

氏又は名が変動すると、必然的に氏名の読み仮名もまた変動することになるが、氏又は名が変動しない場合にもその読み仮名の変更を認めることについて、どのように考えるか。

また、変更を認めるとした場合には、その規律を定める必要があると考えられるが、その要件及び手続について、どのように考えるか。

6 同一戸籍内の氏の読み仮名の規律

戸籍は、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製し、日本人でない者と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製するとされ（戸籍法第6条）、同一戸籍内の同籍者の氏は異なることとなっている。

したがって、同一戸籍内の同籍者の氏の読み仮名もまた異なることとすることが考えられるが、同一戸籍内における氏の読み仮名の規律について、どのように考えるか。

第3 氏名の読み仮名の収集方法に関する事項

1 氏又は名を初めて戸籍に記載される者について

戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってするとされているところ（戸籍法第15条）、そのほとんどが届出によって戸籍に記載することとなっている。

戸籍法第13条第1号に定める氏名については、常に戸籍の届書の記載事項とされているところ（戸籍法第29条）、氏又は名の読み仮名については、氏又は名が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書（出生の届書等）の記載事項とし、これを戸籍に記載することとしてはどうか。

2 既に戸籍に記載されている者について

既に戸籍法第13条第1号に定める氏又は名が戸籍に記載されている者については、上記第3の1と異なり、氏又は名の読み仮名のみを別途収集しなければ、氏名の読み仮名を戸籍に記載することができない。

具体的な収集方法としては、本人の直接の関与なく氏名の読み仮名を適宜の方法により収集して戸籍に記載する方法も考えられるが、そのような方法を採用することについて、国民の理解を得ることは困難であるという見方もある。

そこで、新たな届（氏名の読み仮名の届）を設けることとし、これに加えて、必要に応じて、一定期間内の届出義務を課すという方法、同期間内に届出がない場合には過料の制裁を科すという方法などが考えられる。これらの場合には、マイナポータルを利用するなどして、届出をしやすくしたり、届出人に対し、個別に届出を促すことなども考えられる。

他方で、法定の届出という方式によるのではなく、多様な方法による本人の申出等に基づいて市区町村長の職権等によって氏名の読み仮名を戸籍に記載する方法も考えられる。

以上を踏まえ、既に戸籍法第13条第1号に定める氏又は名が戸籍に記載されている者に係る氏名の読み仮名の収集方法について、どのように考えるか。

第4 その他

戸籍法制の見直しについて、ほかに検討すべき事項はあるか。

以 上